

議案第 39 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 2 月 29 日

提出者 板橋区議会議員

大 野 ゆ か

井 上 温 子

小 柳 しげる

石 川 すみえ

山 内 え り

荒 川 な お

いわい 桐 子

竹 内 愛

小 林 おとみ

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1条を加える。

（令和6年度以降の子どもの被保険者均等割額の減額の特例）

第11条 当分の間、令和6年度以降の第19条の4の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「6歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る被保険者均等割額を減額する必要がある。